

## 「認可保育施設における午睡中の死亡事例に関する検証報告書」を受けた 区の取組について

令和元年8月5日付け板橋区保育施設等における事故検証委員会発出「認可保育施設における午睡中の死亡事例に関する検証報告書」（以下「検証報告書」という。）を受けたこれまでの区の取組と、現在の状況を報告する。

### 記

#### 1 検証報告書の概要

平成28年9月2日（金）、区内認可保育施設において1歳2か月の男児が午睡中に心肺停止状態となっているところを担任保育士に発見され、その後、死亡が確認された。この事例について、保育施設等における重大事故の再発防止に知見のある委員5名で構成する事故検証委員会にて検証した結果をとりまとめたものである。

#### 2 検証報告書の公表等

令和元年8月29日に文教児童委員会に報告後、区ホームページで検証報告書を公表するとともに、区内の保育施設に配付し、各施設での情報共有と事故防止の取組への活用を依頼した。

国及び東京都の関係部署には、公表後直ちに送付し、令和2年8月7日には「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議（内閣府子ども・子育て本部所管）」に出席し、委員に配付し説明をした。

#### 3 区に対する提言への取組

検証報告書第4章「重大事故再発防止策の提言」の1「行政に対する提言」として区が受けた提言と、それに対する令和2年度の対応状況は次のとおりである。

午睡時の保育に関する提言	
提言1	区は、睡眠時の保育におけるマニュアルや、午睡時の呼吸等の確認のための書式など、保育施設が安全に睡眠時の保育を実践するために必要な手法を、保育施設に対し積極的に情報提供すること。
取組	令和2年6月に「事故防止と事故発生時対応」マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成、巡回支援指導員が民間保育施設を訪問して配付し、施設長への注意喚起を図った。マニュアルの中で、睡眠時の保育における留意事項をチェックリストの形で示し、睡眠時の呼吸

	<p>等の確認の手法を明示している。</p> <p>また、民間保育施設の指導検査及び巡回支援指導において、睡眠時の保育内容を観察し、施設長に対して具体的な指導・助言を行っている。</p>
--	---

### 重大事故発生時の適切な対応に関する提言

提言 2	<p>区は、保育施設における重大事故発生時の対処方法について、定期的に、実践的な手法等の指導、助言ができる体制を構築すること。</p>
	<p>区は、重大事故が発生した場合においては、事故現場の保存や必要な記録の作成などを含め、保育施設と連携し対応すること。</p>
取組	<p>重大事故発生時及び発生後の対応について、保育施設に対してマニュアルで緊急時のフローチャートを示し、事前に定めた役割分担に応じて保育士等が適切に行動するよう注意喚起した。</p> <p>民間保育施設の指導検査では、AED の使用方法等の救急救命訓練や、救急車要請のシミュレーション等の通報訓練の実施状況を確認し、緊急時に適切な行動をとることができるよう、想定訓練の実施を助言している。</p> <p>区は重大事故発生時及び発生後、子ども家庭部内で役割分担し、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時のためのガイドライン」（平成 28 年 3 月内閣府・文部科学省・厚生労働省）（以下「ガイドライン」という。）に基づいて対応し、現場での指導・助言は指導検査及び巡回支援指導を担当する子育て支援施設課が担う。</p>

### 研修に関する提言

提言 3	<p>区は、保育従事者が、子どもの安全に関する研修を十分に受講できるよう、区が実施する研修の実施回数や実施時間帯の工夫、研修講師の派遣など、具体的な支援策を講じること。</p>
取組	<p>保育サービス課は、子どもの安全に関する研修について、研修実施計画を立てて実施している。令和 2 年度の実施結果は次のとおりであり、多くの保育施設職員の参加を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 普通救命講習 公立保育所及び小規模保育事業所の保育従事者対象（参加 96 人）</li> <li>● 危機管理と事故防止 区内保育施設の園長対象（参加 87 人）</li> <li>● 子どもの命を守る保育 区内保育施設の副園長対象（参加 107 人）</li> <li>● 子どもの命を守る保育（10 年未満） 区内保育施設の保育士（10 年未満）対象（参加 86 人）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アレルギー対応 区内保育施設の看護師及び保育士対象（参加 104 人）</li> <li>● 危機管理と事故防止 区内保育施設の保育士園長・副園長を除く 10 年以上対象（令和 2 年度は中止） 令和 3 年度は東京都保育士等キャリアアップ研修（保健衛生・安全対策）として、新たに区主体で、区内保育施設の中堅保育士・看護師を対象に、保健衛生・安全対策の指導的役割を担う職員育成を目的とした研修を行う。</li> </ul>
--	--

### 事故検証のあり方に関する提言

<b>提言 4</b>	<p>区は、事故の要因や警察の捜査状況にかかわらず、事故発生後、速やかに検証を実施すること。</p> <p>区は、検証委員会を常設とするなど、重大事故の発生時に速やかに情報収集等が行える体制を構築すること。</p>
<b>取組</b>	重大事故が発生した場合は、速やかに検証委員会を立ち上げて検証を実施するよう、区長から関連団体に対して書面にて、検証委員会立ち上げ時の速やかな委員推薦を依頼している。
<b>提言 5</b>	区は、重大事故が発生した場合に、映像やメモなど客観的な検証材料を確保するために必要な環境整備や技術的手法について、保育施設に対する支援策を講じること。
<b>取組</b>	検証に必要な情報については、保育施設と区との双方で適切に保有し共有していくよう、保育施設に対してはマニュアルで、事故発生状況を記録する際の留意事項を示した。区自らも客観的な検証材料を確保するよう、録画機器等の機材を整えており、特別指導検査によるヒアリングとあわせて必要な情報を速やかに入手していく。
<b>提言 6</b>	区は、事業者及び保育施設と協力し、重大事故が発生した場合、事故の経緯や検証実施の有無を含め、被害に遭われた児童の保護者へ丁寧に説明すること。
<b>取組</b>	被害に遭われた児童の保護者への情報提供は、施設及び事業者が適切に行うべきものであり、区はガイドラインに則って、保護者の意向を丁寧に確認しながら誠意をもって対応するよう、その場に立会い、施設長及び事業者に指導助言していくとともに、状況に応じて説明に当たる。

### 職員配置や職員体制に関する提言

<b>提言 7</b>	区は、機会を捉え、国や都に対し、保育士の年齢別配置基準の見直しを要請すること。
-------------	---

取組	<p>国が定める保育士配置基準の見直しを、全国市長会から国に要請するよう、当区から特別区長会に要望事項を提出した。</p> <p>内閣府所管の有識者会議では、区担当者からの説明の中で、連絡帳記入等の事務作業や休憩時間確保を考えると、現行の保育士配置基準では保育が手薄になる時間が生じることを訴えた。今後も機会を捉えて国に要望していく。</p>
提言 8	<p>区は、保育施設に十分な保育士が配置されるよう、保育士確保のための財政支援策を一層手厚くするなど、保育人材を確保するための施策の充実に努めること。</p>
取組	<p>保育人材の確保、維持、離職防止において、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業は効果的であることから、事業者に対する制度周知に努めている。この事業は、今後も保育人材の確保に大きな役割を果たすことから、本事業の国庫補助の継続を全国市長会から国に要請するよう、当区から特別区長会に要望事項を提出した。</p>

<b>その他の提言</b>	
提言 9	<p>区は、施設の運営及び保育の状況を把握するとともに、指導検査のほか、保育施設に対して迅速かつ丁寧に指導、助言、相談できる体制の構築を図ること。</p> <p>区は、園運営が安定していない新規開設園に対して、開設後速やかに運営状況を確認し、必要な指導、助言ができる体制の構築を図ること。</p>
取組	<p>令和元年度から開始した巡回支援指導により、保育施設に対して丁寧に指導、助言、相談できる体制をとっている。巡回支援指導は、令和元年度は2名体制で実施していたが、令和2年度は4名体制とし、対象施設として認可外保育施設を加えるなど、事業の充実に努めている。</p> <p>特に新規開設園に対しては、開設後速やかに、かつ継続的に訪問し、保育の質の確保に向けた支援を行っている。</p>
提言 10	<p>区は、認可保育所設置・運営事業者の選定や、施設の開設後に指導や助言を行う際に、これまで以上に子どもの安全面を重視し、保育の質の確保に努めること。</p>
取組	<p>認可保育所設置・運営事業者の選定時は、これまで以上に、子どもの安全面への事業者の取組を把握するよう努めている。また、施設開設後の巡回支援指導においては、施設設備の安全管理状況を確認するとともに、保育内容を観察し、状況に応じて、子どもの安全確保のため必要な措置をとるよう、事業者へ指導・助言している。</p>

#### 4 事業者及び保育施設に対する提言への区の対応

検証報告書第4章「重大事故再発防止策の提言」の2「事業者及び保育施設に対する提言」について、区は保育施設の取組状況を指導検査と巡回支援指導において把握し、必要な指導・助言を行っている。

また、令和2年度から巡回支援指導員を2名増員して、認可外保育施設の保育の質の確保に向けた指導体制の強化を図っている。令和4年7月の児童相談所設置以降は認可外保育施設の指導監督権限が区に移管されることも踏まえ、認可外保育施設に対しても提言内容の徹底を働きかけている。

各提言に対する区の対応状況は次のとおりである。

午睡時の保育に関する提言	
提言1	うつぶせ寝の危険性など睡眠時における必要な知識を再認識し、睡眠時の呼吸等の確認については、国のガイドラインや事業者のマニュアル等に則って適切に行うこと。
提言2	午睡時の呼吸等の確認が確実にできる保育環境を整えること。
提言3	重大事故が発生しやすい睡眠中の保育について、その寝かしつけ方や日頃の様子などについては、十分に家庭と連携を図ること。
対応	午睡中の保育の様子を訪問観察するなど、重点的に指導してきた。仰向け寝の徹底、事業者が定めたマニュアルに則った呼吸等確認の徹底、適切な寝具の使用、保育環境の整備などを指導・助言しており、各保育施設においても、睡眠時の保育における必要な知識を再認識している。

重大事故発生時の適切な対応に関する提言	
提言4	重大事故発生時の対応マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた訓練を実施すること。
対応	施設訪問時に、重大事故発生時対応マニュアルの作成を確認し、未作成の施設には作成を促している。マニュアルに基づく実践的な訓練の実施を促している。

研修に関する提言	
提言5	救命処置を始めとした緊急時の対応については、実践的な訓練及び研修を行う機会を十分に確保すること。
対応	普通救命講習等の研修機会を提供している。書類検査時には、緊急時対応等の研修への参加状況や、職員間での安全な保育実施に向けた情報共有の状況を確認し、適切な機会確保を促している。

**事故検証のあり方に関する提言**

**提言 6** 事業者及び保育施設は、重大事故が発生した場合において、現場保存を含め、できるだけ客観的な資料の作成に努めること。

**提言 7** 事業者は、保育施設における重大事故の発生に対し、施設運営者としての責任を果たすこと。

**対応** 事故防止と事故発生時対応マニュアルにより、事故発生時には適切に記録を残すよう求めている。

なお、重大事故が発生した場合には、区職員が直ちに施設に赴き、ガイドラインに則って可能な限り客観的な記録を残し、保護者に誠意をもって説明及び対応するよう指示する。

**職員配置や職員体制に関する提言、その他の提言**

**提言 8** 業務内容や労働環境に応じた職員配置を行うこと。

**提言 9** 事業者は、保育施設における保育内容を常に把握するとともに、必要に応じて適切な指導を行うなど、責務を果たすこと。

**対応** 施設長や保育従事者とのやりとりの中で、職員配置や事業者としての指導・助言体制を把握しており、事業者に対して労働環境を整備し、施設運営において責務を果たすよう指導している。

**5 区の今後の取組**

区内すべての保育施設が安定的かつ継続的に運営され、児童が安全な環境の下で適切な保育サービスを受け、保護者が安心して児童を預けられるためには、指導検査をとおして施設の適正な運営を確保していくことが重要となる。

検証報告書において受けた提言内容を形骸化させることのないよう、巡回支援指導等のあらゆる機会を捉えて、継続的に各保育施設の取組み状況を把握し、必要に応じて指導・助言を行うことにより、保育の質の確保と向上を図っていく。